

青野原駐屯地ロゴ利用規定

ご利用の方へ



AONOGAHARA
JGSDF

©2020 AONOGAHARA PR



第1条 定義

- 1 青野原駐屯地ロゴマーク利用規定（以下、「本規定」といいます。）において、「青野原駐屯地ロゴマーク（以下、「駐屯地ロゴ」といいます。）」とは、青野原駐屯地ロゴガイドライン（以下、「ガイドライン」といいます。）に定義するマークを個別又は総称していいます。
- 2 「駐屯地」とは、陸上自衛隊青野原駐屯地のことをいいます。
- 3 「広報班」とは、陸上自衛隊青野原駐屯地広報班のことをいいます。
- 4 「外部メディア」とは駐屯地以外の第三者が管理・運営するウェブサイト、アプリケーション、パッケージメディア、紙媒体等及びそれらに含まれるコンテンツをいいます。
- 5 「利用者」とは、外部メディアに駐屯地ロゴを掲載する者をいいます。
- 6 「規定等」とは本規定及びガイドラインのことをいいます。



第2条 権利帰属

駐屯地ロゴに関連する一切の権利は、すべて陸上自衛隊青野原駐屯地に帰属します。



第3条 申請・許可

- 1 駐屯地ロゴを駐屯地の許可なく使用することはできません。
- 2 駐屯地ロゴの使用を申請する場合は、広報班を通じて許可を得るものとします。
- 3 申請を承認することが適切でないと駐屯地が判断した場合には、申請を拒絶する場合があります。駐屯地は当該拒絶について、何ら説明し又は開示する義務を負いません。
- 4 駐屯地が駐屯地ロゴの使用を許可した場合、利用者は規定等及び駐屯地が許可した範囲内で駐屯地ロゴを利用することができます。



第4条 遵守事項

- 1 使用許可を申請する者及び利用者（以下、「利用者等」という。）は、規定等を遵守するものとします。
- 2 利用者等は、駐屯地の品位・イメージを損なうことがないように留意するものとします。



第5条 禁止事項

駐屯地ロゴの利用にあたっては、以下の事項が禁止されます。

- 1 駐屯地ロゴを変形、加工、改変及びこれらに類似する行為をし、利用すること
- 2 他コンテンツに駐屯地ロゴを区別できないほど近接させ、利用すること
- 3 外部メディアにおいて、特徴的要素または目立つ要素として駐屯地ロゴを配置すること
- 4 駐屯地以外の第三者による商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名等の一部として利用すること
- 5 駐屯地と何らかのパートナーシップ、あるいは駐屯地による承認、後援、推奨を示唆するような方法で駐屯地ロゴを利用すること（事前に駐屯地から許可を得た場合を除きます。）
- 6 法律、政令、省令、条例、規則、行政指導等に反する外部メディアにおいて、駐屯地ロゴを利用すること
- 7 差別発言、ポルノ、ギャンブルに関するコンテンツを含む等社会通念上不適切とされる外部メディアにおいて利用すること
- 8 駐屯地の信用・評判を毀損し得る外部メディアにおいて、又はそれらに関連付ける形で利用すること



第6条 利用者等の責任等

- 1 利用者等は、規定等に違反したことに起因して、駐屯地が損害を被った場合、しかるべき賠償請求に対して直ちにこれに応じるものとします。
- 2 駐屯地は、利用者等が規定等に違反していると認めた場合、当該利用者等に対して、駐屯地ロゴの使用停止、その他駐屯地が必要と判断する措置を講じる権利を留保します。
- 3 駐屯地は、独自の裁量で、利用者等に対する駐屯地ロゴに係る使用許可を終了又は変更する権利を留保します。



第7条 非保証・免責

- 1 駐屯地は、駐屯地ロゴに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、権利侵害などを含まれます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。
- 2 駐屯地は、かかる瑕疵を除去して駐屯地ロゴを提供する義務を負いません。
- 3 駐屯地は、駐屯地ロゴに起因して利用者等に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。



第8条 規定等の変更

- 1 駐屯地が必要と判断する場合、何ら予告することなく、いつでも規定等を変更することができます。
- 2 変更後の規定等は、駐屯地が運営するウェブサイト内の任意の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、利用者等は変更後も駐屯地ロゴを利用し続けることにより、変更後の規定等に同意したものとみなされます。



第9条 準拠法

規定等及びこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、規定等は、日本国法に従って解釈されるものとします。



第10条 問い合わせ

- 1 規定等で許可された方法以外の方法で駐屯地ロゴの利用を希望される場合や不明点がある場合は、駐屯地へお問い合わせください。
- 2 本規定にかかわらず、駐屯地ロゴをテレビ、新聞、雑誌、広告、オンライン記事、SNS等のメディア媒体で使用する場合は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 陸上自衛隊青野原駐屯地広報班
0794-66-7301(代)



附 則

この規定は、令和2年11月1日から適用する。